

茨木市職員健康管理審査委員会要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、茨木市職員安全衛生管理規則（平成9年茨木市規則第17号）第28条の規程により茨木市職員健康管理審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会)

第2 委員会の審査事項は次のとおりとする。

- (1) 疾病による休養、療養、休職の決定に関する事
- (2) 疾病の治癒による職務復帰の可否及び復職の決定に関する事
- (3) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、総務部担当副市長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 他の副市長
- (2) 総務部長
- (3) 人事課長
- (4) 産業医のうち委員長が指名する者
- (5) 衛生管理者のうち委員長が指名する者

4 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第4 委員会は、委員長が招集する。ただし、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 委員会で決定した事項は、市長に報告しなければならない。

3 委員会において審査に必要と認めたときは、直接その診断を行い、又は必要な資料を提出させることができる。

4 委員会は、会議の記録を作成しなければならない。

(学識経験者の参加)

第5 委員長が特に必要があると認めたときは、衛生管理に関する学識経験者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(関係所属長の参加)

第6 委員長は、必要があると認めたときは、関係所属長を会議に出席させ意見を聞くことができる。

(事務局)

第7 委員会の事務局は、総務部人事課とする。

附 則

この要綱は、昭和61年11月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から実施する。